

# 学校部活動の地域クラブ活動への 移行（地域展開）に係る保護者説明会



三田市 市民生活部 文化スポーツ課  
三田市教育委員会 学校教育課

ねらい： 学校部活動の地域移行（地域展開）と地域クラブ活動設置へ向けた現状と今後の見通しを説明し、保護者及び児童・生徒のみなさんの疑問や不安の解消に努める。

進行：

1. 学校部活動の地域移行（地域展開）計画について（学校教育課）
2. 地域クラブ活動設置計画について（文化スポーツ課）
3. 質疑応答

## 説明の流れ

- 1 国のガイドラインについて
- 2 三田市の学校部活動の現状について
- 3 剣道における「国の実証事業」の取り組みについて
- 4 地域クラブ活動への移行に伴う今後の学校部活動について
- 5 学校の役割について
- 6 児童生徒・保護者アンケートから見える傾向について
- 7 三田市の地域クラブ活動について
- 8 地域クラブ設置に向けた今後の取り組みについて

# 1 国のガイドラインについて

少子化



生徒数・教職員数が減少



従来の学校部活動が困難な状況

将来にわたり、体験活動  
に親しむ機会を確保

学校部活動の地域移行  
(地域展開)

地域の子どもたちは、学校  
を含めた地域で育てる

多様なスポーツ・文化芸術活動



生徒の活動機会を確保



地域の持続可能で  
多様な活動環境



## 地域移行（地域展開）に期待されること



## 参考資料：学校部活動の地域移行（地域展開）にかかるこれまでの国の動き

平成30年（2018）

学校部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）

項目4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備の中で、「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。」ことを明記。

平成31年  
（2019）1月

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（文部科学事務次官通知）

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】において、学校部活動が明記。

令和元年（2019）  
11月・12月

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院・参議院）

付帯決議において「政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、学校部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」を指摘。

令和2年（2020）

学校の働き方改革を踏まえた学校部活動改革について（スポーツ庁・文化庁）

具体的な方策として、「令和5年度以降、休日の学校部活動の段階的な地域移行を図る」ことを明記。

令和4年（2022）

学校部活動の地域移行に関する検討会議からの各提言（スポーツ庁・文化庁）  
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）

# 参考資料：学校部活動の地域移行（地域展開）にかかるこれまでの県の動き

令和6年（2024）  
7月25日

兵庫県部活動地域移行推進計画の策定

## (1) 策定の趣旨

急速な少子化等の理由により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に関する持続可能性が危ぶまれる中で、子どもたちが身近で継続して活動できる環境づくりを目指し、学校と地域社会が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定します。

## (2) 計画の期間

国が改革推進期間として定めた令和5年度から令和7年度中に、本県各市町組合においては地域移行を進め、令和8年度から実施することを目標とします。

## (3) 計画の目的

中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくり

## (4) 計画の目標

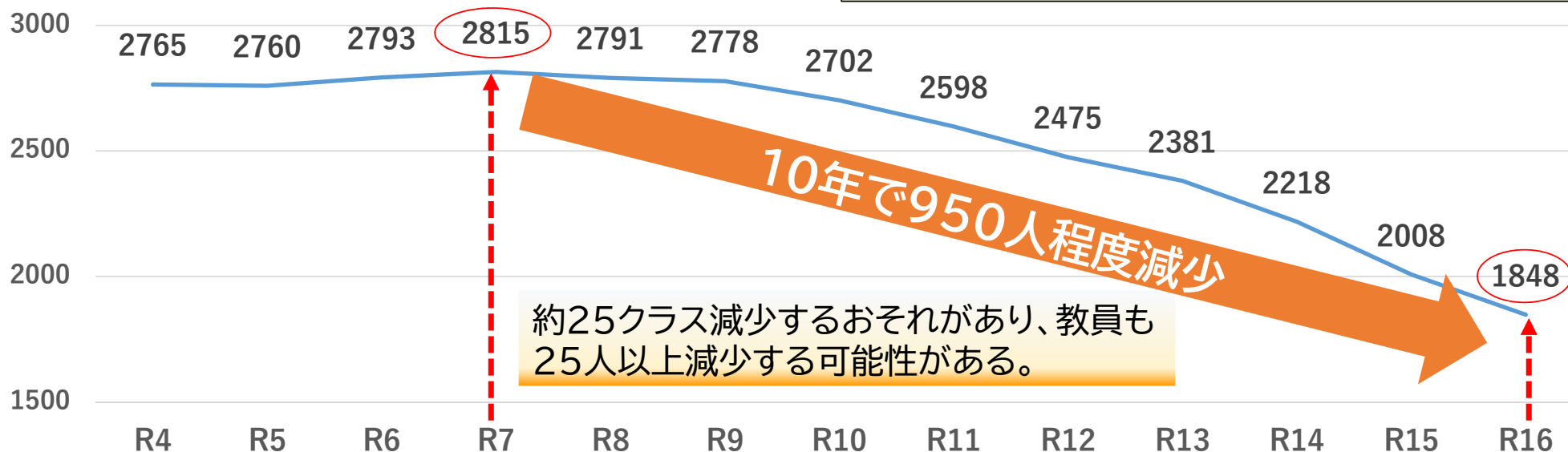
令和5年度から令和7年度中に、本県各市町組合においては個々の課題を踏まえた円滑な地域移行の検討を進め、令和8年度から以下のとおり実施することを目標とします。

- 各市町組合は、地域・学校の実情に応じて「地域移行型」「地域連携型」「地域移行・地域連携ハイブリッド型」の3つの実施型を参考にしながら、中学生の持続可能な活動機会の確保をめざします。
- 各市町組合は、休日の学校部活動において、兼職兼業等により指導を望む場合を除き、原則、教職員が従事しなくてもよい環境づくりをめざします。

## 2 三田市の学校部活動の現状について

### (1) 今後の三田市立中学校の生徒数の推移

※数値は令和4年5月の時点で、市内に在住する幼児・児童がこのまま進級・進学することを前提に予想したもので、あくまで参考値です。



約25クラス減少するおそれがあり、教員も25人以上減少する可能性がある。

(参考) ゆりのき台中学校の生徒数 771名 (令和6年5月1日時点)



## (2) 学校部活動に関する現状の問題について

### 複数顧問制

① 複数顧問制が維持できず、学校部活動の運営が難しい状況



② 今ある学校部活動も学校単独でチームが組めない。

- ・現在、7つの運動部が大会参加規程人数を満たしていない。

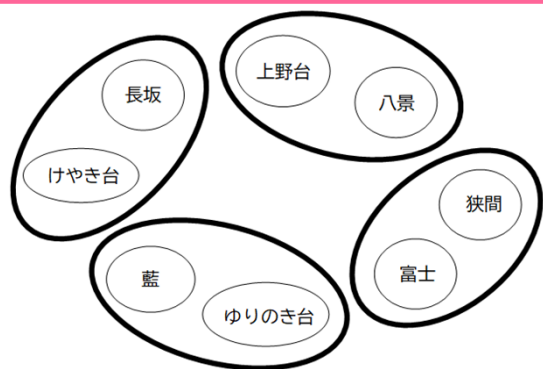
③ やりたい活動が通学する学校にはない。

- ・学校部活動が6ある学校があれば、16ある学校もある。

- ・特に、文化部については子どもたちに選択肢がない状況にある。

### (3) 合同部活動の実施

複数校が合同で学校部活動を実施



活動機会の確保  
活動の充実



地域クラブ活動設置に  
向けた環境整備



#### 4ブロックとその対象校

【 4ブロック 】

- ・ 上野台－八景
- ・ けやき台－長坂
- ・ 藍－ゆりのき台
- ・ 狭間－富士

#### 現在、9つの学校部活動で合同部活動を実施

① 4ブロックに基づいて実施

- ・ ゆりのき台－藍：サッカー部、男バスケット部
- ・ けやき台－長坂：サッカー部
- ・ 狭間－富士：陸上部、剣道部、サッカー部
- ・ 上野台－八景：女子バレー部

② ブロックを越えて実施

- ・ 狭間－藍：軟式野球部
- ・ 八景－ゆりのき台：女子ソフトボール部

## 参考資料：学校部活動の地域移行（地域展開）にかかるこれまでの市の動き

令和4年（2022） 三田市総合教育会議

国のガイドラインを受け、12月の総合教育会議にて、学校部活動の地域移行に向けた取り組みをスタートさせることを報告し、学校教育課と文化スポーツ課が連携しながら推進していくことを確認。

令和5年（2023）～ 第1回 学校部活動の地域移行に向けた推進委員会

市がすすめる学校部活動の地域移行に向けた取り組みについて、学識経験者、文化スポーツ関係者、代表中学校長、及び教員代表等から構成される推進委員会から意見や助言を得る。（R6.10月までに6回実施）

令和5年（2023）～ 国の実証事業（合同部活動を母体とした地域クラブ活動の設置）

国の実証事業を受託し、狭間中と富士中において合同部活動（F.T.プラン）を剣道、野球、陸上で実施。その内、剣道については12月から休日の地域クラブ活動（三田朱雀剣道クラブ）が開始。翌年令和6年4月より、さらに3つの剣道クラブが（三田上景、ゆりのき台、けやき台剣道クラブ）休日から活動開始。

【市が発行したチラシや文書、説明会、体験会など】

- ① 令和5年7月 学校部活動の地域移行に係る生徒・保護者用チラシ「三田市 新たな地域クラブ活動」配布
- ② 令和5年11月 狭間中、富士中対象「変わるぞ！部活動！はじまるぞ！地域クラブ！」（F.T.プラン）配布
- ③ 令和6年1月 保護者向け文書＆チラシ「休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行について」配布
- ④ 令和6年4月 保護者向け文書＆チラシ「変わるぞ！部活動！はじまるぞ！地域クラブ！」（合同部活動）配布
- ⑤ 令和6年7月、8月 バスケットボール協会による体験会を実施
- ⑥ 令和6年9月 保護者向け文書「学校部活動の地域クラブ活動への移行に伴う今後の学校部活動について」配布  
チラシ「変わるぞ！部活動！はじまるぞ！地域クラブ！」（地域クラブ活動）配布

### 3 剣道における「国の実証事業」の取り組みについて

#### 【令和4年度】

- ①令和4年12月：国のガイドラインが示され、三田市はそれに基づき、学校部活動の地域移行の取組を開始

#### 【令和5年度】 国の実証事業「令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を実施

- ②令和5年7月：学校部活動の地域移行に向けた国の実証事業として、狭間－富士中学校で 合同部活動を開始
- ③令和5年12月：狭間－富士中学校剣道部の「休日」の活動は、三田市剣道協会主体の地域クラブに活動に移行



#### 【令和6年度】 国の実証事業「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を実施

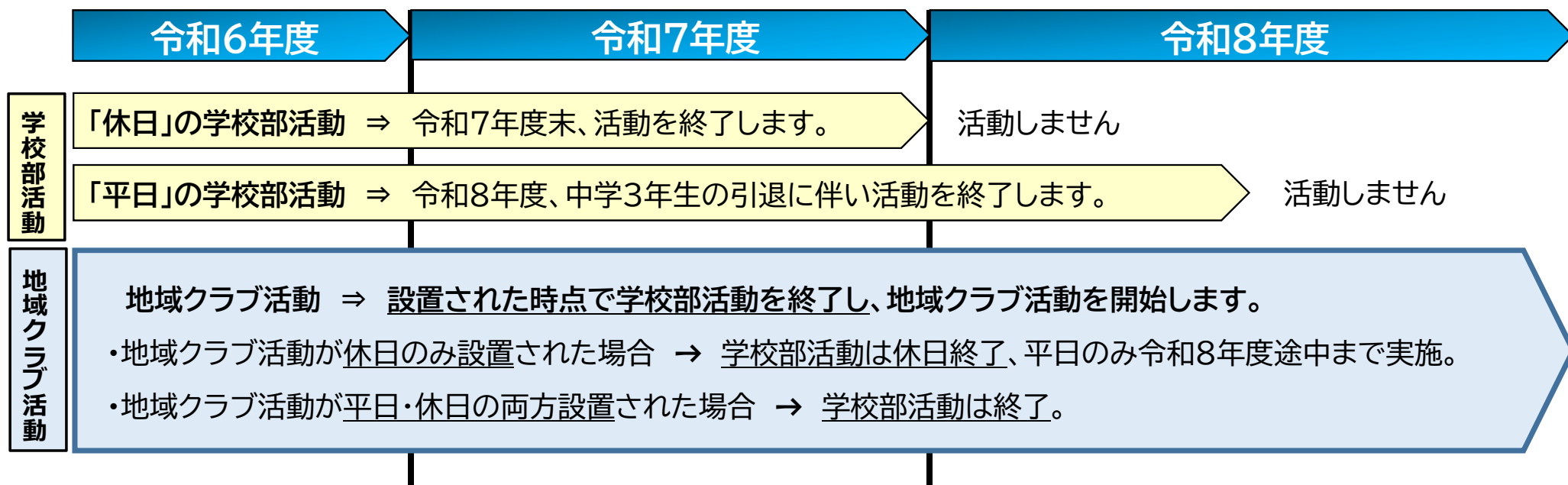
- ④令和6年4月：市内に新たに3つの地域剣道クラブが設置され、すべての中学校の剣道部の「休日」の活動は、地域クラブ活動に移行

## 4 地域クラブ活動への移行に伴う今後の学校部活動について

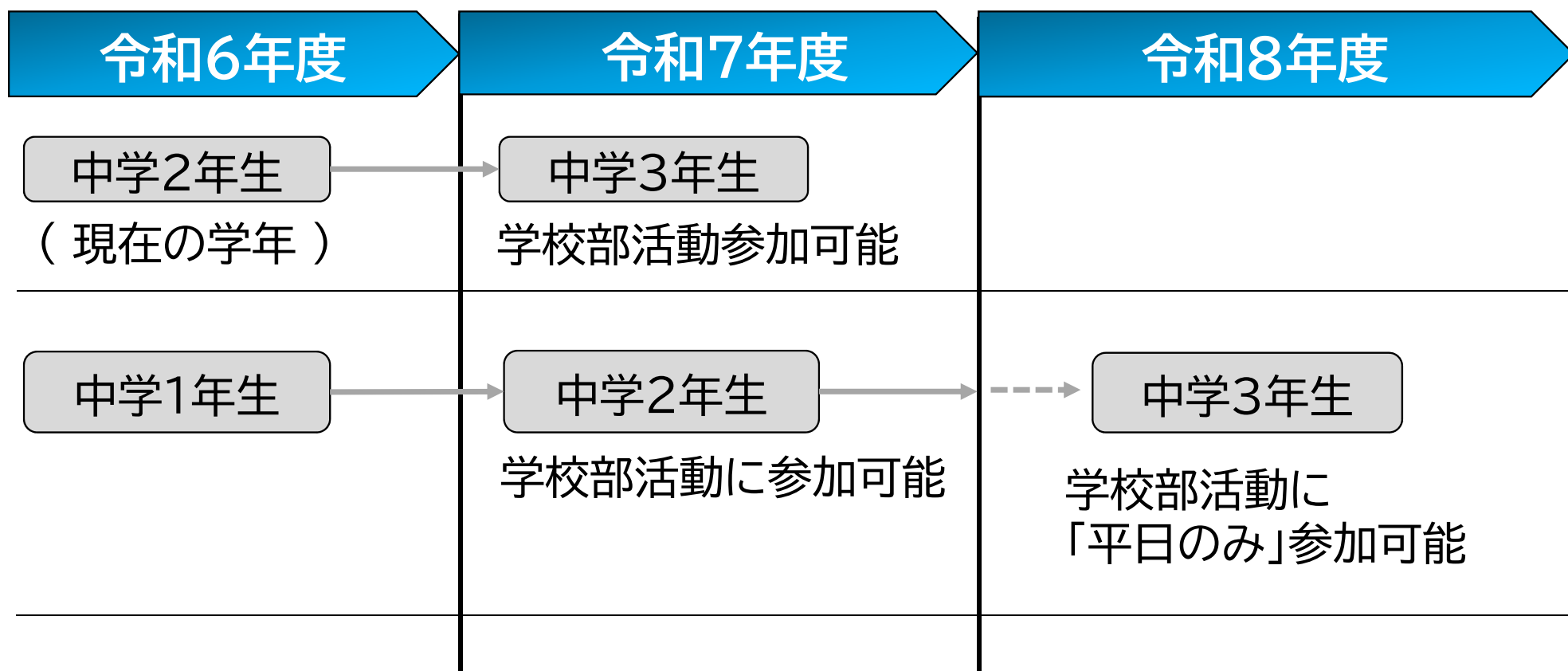
### (1) 基本方針について

#### 【 基本方針 】

令和8年度中に学校部活動を終了し、活動の主体を地域クラブ活動に移します



## (2) 地域クラブ活動が設置されない場合の、現中学1・2年生の動きについて



### (3) 現小学6年生、5年生の中学校入学時の選択について

令和7年度

令和8年度

小学6年生（令和7年度入学）

#### ○地域クラブ活動に参加

※設置済または設置に向けた取組をおこなっている地域クラブ活動からやりたいクラブを選択して活動します。

○学校部活動に参加も可能

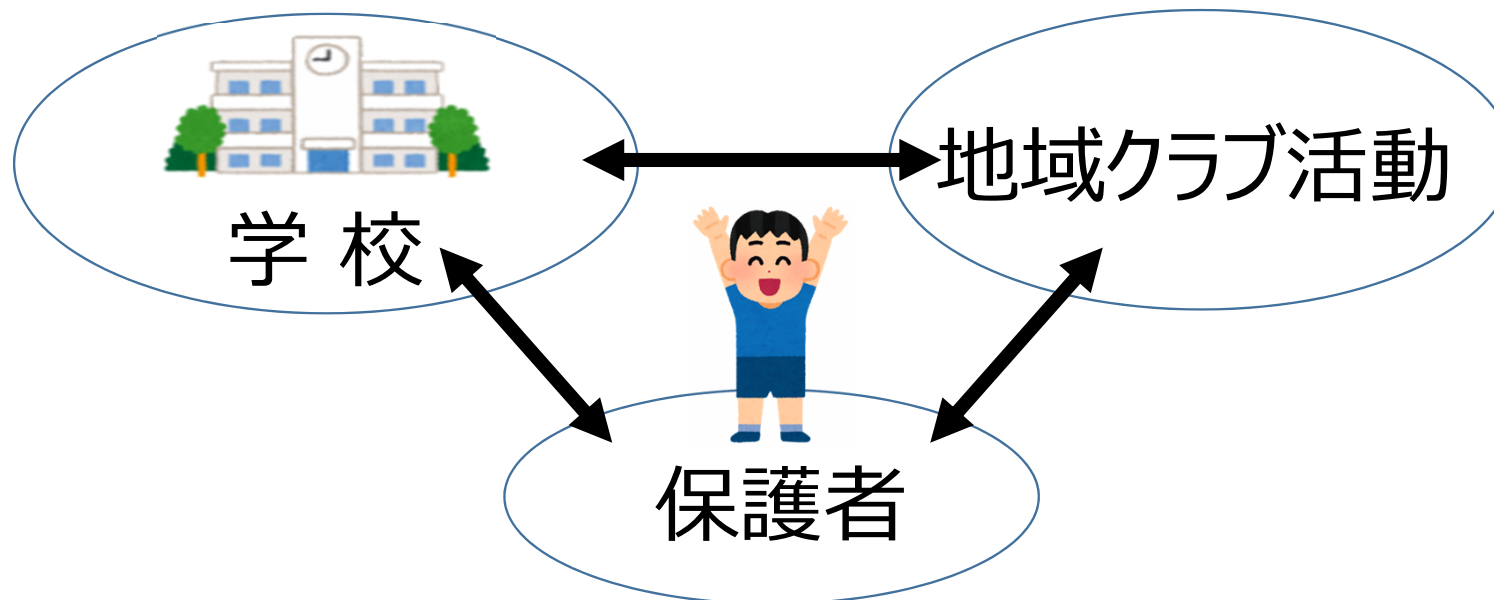
※学校部活動にも参加できますが、学校部活動は、令和8年度の中学3年生の引退をもって終了することを了承ください。

小学5年生（令和8年度入学）

#### ○地域クラブ活動に参加

※設置されている地域クラブ活動から  
やりたいクラブを選択して活動します。

## 5 学校の役割について



### 学校は

- 保護者からのご相談に、適切に対応します。
- すべての教育活動をとおして、すべての生徒の居場所づくりに引き続き取り組んでいきます。

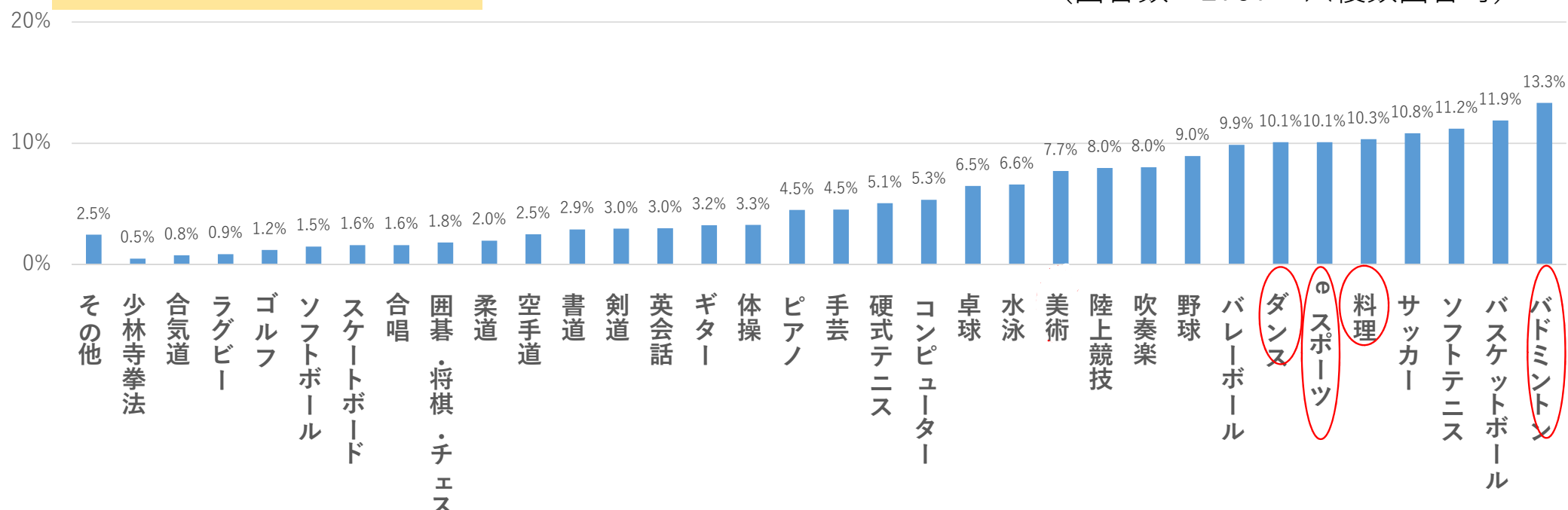


## 6 児童生徒・保護者アンケートから見える傾向について

Q：地域クラブ活動として参加したい活動は？

【児童・生徒アンケート】

(回答数：2797 ※複数回答可)

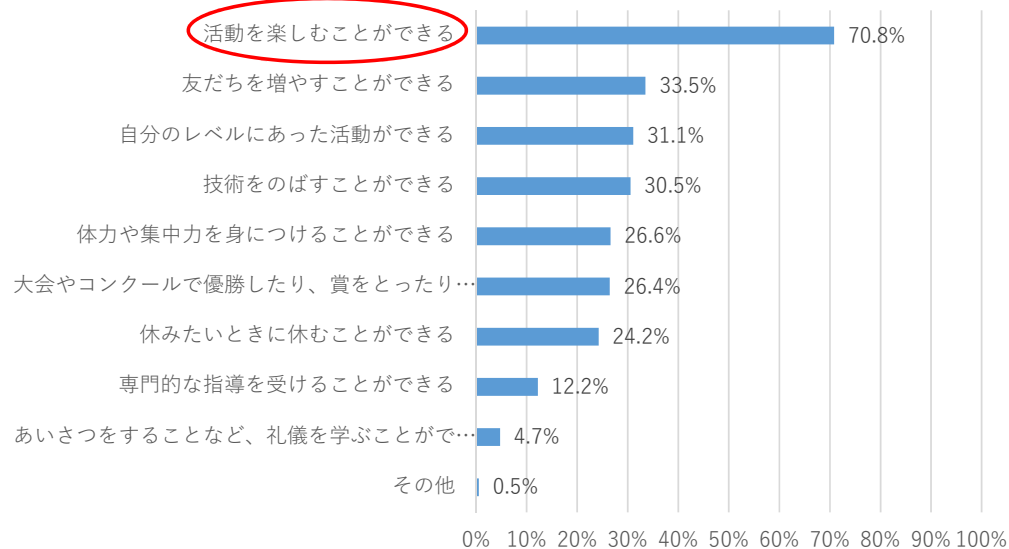


⇒ 特定の活動ではなく、学校部活動にない活動も含め、多様な活動を児童・生徒は希望している傾向がある

## 6 児童生徒・保護者アンケートから見える傾向について

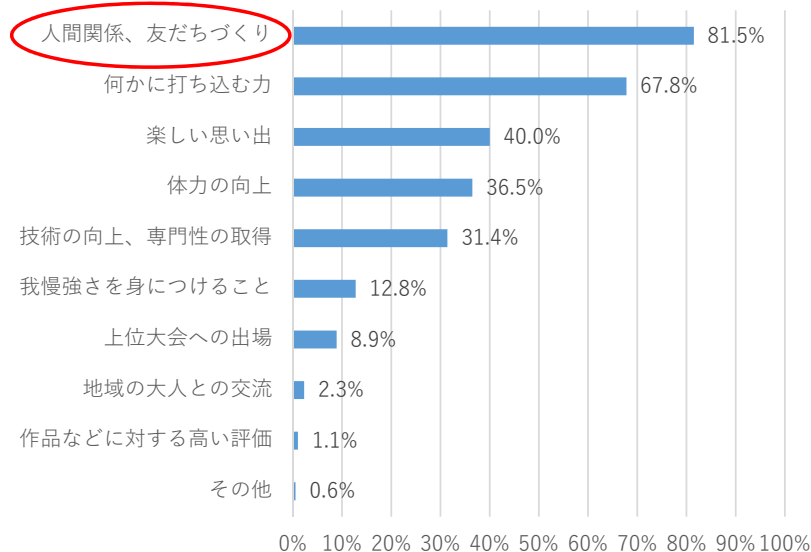
Q：地域クラブ活動に期待することは？

### 【児童・生徒アンケート】



(回答数：2797 ※複数回答可)

### 【保護者アンケート】



(回答数：1425 ※複数回答可)

⇒ 児童・生徒・保護者ともに「活動を楽しむこと」「友人関係を充実させること」を地域クラブ活動に求めている傾向がある。

# 7 三田市の地域クラブ活動について

## (1) 設置目的

- ◆ 生徒たちが生涯にわたって多様なスポーツ・文化芸術活動に取り組む機会を確保する。
- ◆ 地域を基盤とした社会教育として地域クラブを推進することで生徒の心身の健全育成を図る。
- ◆ 教職員の負担を軽減することで、生徒に向き合う時間の確保と地域と連携した教育活動の質の向上を図る。

## (2) 運営団体

- スポーツ分野⇒三田市スポーツ協会を中心に検討
- 文化芸術分野⇒三田市文化協会を中心に検討

**【進め方】協会意向確認 ⇒ 地域クラブ運営調整 ⇒ 地域クラブ設置**  
 ※各協会では設置できない種目は、**運営団体を公募**する。  
 ※各協会では指導者が必要な場合は、**人材マッチング支援**する。  
 (兼職兼業を希望する教職員の**人材マッチング**も行う。)

## (3) 活動種目

- **既存の部活動種目** ⇒ 原則地域クラブを設置 (※種目によっては地域クラブが設置できない場合もある。)

学校部活動名	地域クラブ設置状況
剣道	設置済 (協会)
バスケットボール	設置準備中 (協会)
サッカー	設置調整中 (協会)
バレーボール	
野球	
柔道	設置意向あり (協会)

※空手道・・・新規設置済 (協会)

学校部活動名	地域クラブ設置状況
ソフトテニス	現在、再度協会へ設置意向の確認中
卓球	
陸上競技	
水泳	
ソフトボール	

学校部活動名	地域クラブ設置状況
吹奏楽	設置調整中(ワキンググループ)
美術	これから文化協会と調整
文化創造	
家庭	公募検討
科学技術	

- **新たに希望する種目** ⇒ 生徒ニーズ調査によりニーズの高い種目は地域クラブの設置を検討する。

※1 アンケート実施 (対象：小学5年生～中学2年生の保護者・生徒 実施期間：R6.9.26～10.4)

※2 ニーズの高い新たな種目・・・ダンス、料理、eスポーツ、バドミントンなど

## (4) 地域の考え方

- 中学校区ではなく市内全域で1地域 ⇒ できる限り合同学校部活動の4ブロックを意識しながら設置を進める。  
※市内に1クラブの設置になる場合もある。

## (5) 地域クラブ参加対象

- 市内中学生 (※市外からの参加もある)

## (6) 会費制

- 地域クラブに参加するための費用は、国が示す地域移行の方向性を踏まえ、**原則受益者負担**
- 会費については、可能な限り**低廉な会費**

## (7) 活動日・活動時間・休養日

- 活動日：できる限り**平日及び休日両方**
- 活動時間：長くとも**平日は2時間程度、休日は3時間程度**  
※地域クラブによっては、平日の活動開始時間が18：00～もしくは19：00～などが想定される。
- 休養日：週当たり**2日以上**の休養日を設定、平日・休日ともに少なくとも**1日以上**休養日を設定

## (8) 活動場所・設備

- 学校施設及び市内公共施設（できる限り学校施設が利用できるよう市・教育委員会で調整）  
※活動場所への移動は、保護者送迎等各参加者で移動

## (9) 地域クラブ運営等

### 安全に配慮した活動

- 保険の加入**
- 指導者の**複数人体制**
- 活動中の急な天候の変化、予測される**危険性に配慮した安全な活動**
- 熱中症に対する予防**に徹底した活動

### 生徒の健康管理に配慮した活動

- 定期考査や学校行事を考慮するなど、生徒のその時々**の体調に応じた無理のない活動**

### 適切な指導の徹底

- 生徒の安全・健康面に配慮した指導
- あらゆるハラスメント等の根絶**を徹底した指導
- 市による指導者研修会の実施

### 事故・生徒指導に係る問題への対応

- 地域クラブが主体となって**、保護者・学校と適切に連携しながら責任をもって問題を解決

### 大会への参加

- 生徒の活動の成果発表の場として、中学校体育連盟をはじめとする各種**大会への参加**
- 大会等生徒の活動成果発表の場の提供**

### 学校との適切な連携

- 生徒の活動状況、スケジュール等の共通理解を図り連携
- 生徒の望ましい成長を保障する観点から、必要に応じて**学校に情報提供、連携**しながら活動

# 8 地域クラブ設置に向けた今後の取り組みについて

## (1) 地域クラブ設置に向けた今後の取り組み

### 子ども・保護者が安心できる円滑な地域移行

- ◆ 教育委員会『学校部活動の今後のあり方』の基本方針を受けて、保護者説明会を実施（11月下旬）
- ◆ 地域クラブが設置できる種目・時期・クラブ数を令和6年度中に明確化し周知（R7.3下旬）  
⇒地域クラブ設置予定状況を明確化し早期に周知することで、保護者・子どもの不安解消を図り、またスムーズな選択に繋げる。  
⇒今後、地域クラブの設置状況等の進捗について、適時保護者・子どもへの情報提供等しながら、円滑な地域移行を推進する。
- ◆ 地域クラブ設置時期を随時ではなく、2期程度に統一化する。（第1期目：R7.8頃 第2期目：R8.8頃）  
⇒随時設置では煩雑かつ計画的でないため、2期程度に統一化し、計画性・統一性のある移行を推進する。  
⇒世代が入れ替わるタイミングでクラブ設置し、活動途中での移行が生じないようにすることで、子どもの不安解消を図る。  
※文化・芸術分野については随時設置する。

### 地域クラブ活動設置促進

- ◆ 『学校部活動の今後のあり方』の基本方針を受け、各協会への説明会を実施（10/29）  
⇒各協会への基本方針の理解と地域クラブ設置への協力 ⇒ 取り組みの本格化
- ◆ 各協会の地域クラブ設置種目の確定（R6.12）  
その他種目は、公募し運営団体等を確定（R7.2下旬）
- ◆ 希望する教職員の地域クラブへの参加（R7.4から参加可能）  
⇒希望する教職員が地域クラブ活動へ関わることで、学校・地域連携の強化(クラブ活動の充実・安心)を図る。  
⇒教職員の地域クラブへの関わりは指導のみであり、地域クラブの運営には携わることはできない。

#### ※教職員の兼職兼業とは

教職員が教育委員会の許可を得て、学校以外の主体である地域団体の業務に従事すること。

## (2) 地域クラブ設置のロードマップ

※文化・芸術分野については随時設置

